

e.l.f.

EQUALITY

LIBERTY

FRATERNITY

2022

79

winter

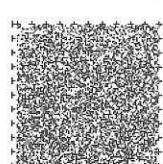
このセンターだよりの発行に一部赤い羽根いのちをつなぐ支援活動助成金を活用しています。

STOP! コロナ差別
特集

新型コロナウイルスについて
和歌山県福祉保健部
技監 野尻 孝子 さん

特集

マタニティハラスメント
(マタハラ)について



さべつとくしゅう

STOP! コロナ差別特集



こんかい しんがた 今回は、「新型コロナウイルスについて」をテーマとして、和歌山県福祉保健部技監
のじりたかこ わかやまけんとりくみ こうか はなし うかが
野尻孝子さんに、和歌山県の取組や新型コロナワクチンの効果などについてお話を伺いました。

※このインタビューは、2021年12月に行われました。

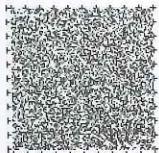
Q1 和歌山県では、新型コロナウイルス感染症に対し、具体的に
どのような取組をしているのですか？

とりくみ とくちょう 取組の特徴はいくつかありますが、大きな特徴としては、県内の
ほけんしょ ほうこく かんせんしゃとう かんせんしゃとう けんない
保健所に報告された感染者等に関する情報を全て県に集約したこと
と、保健所の疫学調査機能が感染拡大時にも機能したことや感染拡
だいぼう し はか かんせんしゃ じゅうしょう か ぼうし む しゅうじょうしゃ ふく
大防止を図り、感染者の重症化を防止するために、無症状者も含め
げんそく ぜんいんにゅういん けんじ だいよんぱ だいこは さい さい
げんぞく だいひょうじょう し ようりつ こ いわゆる けんじ けんじ けんじ
げんそく びょうじょう かくほ げんそく ぜんいんにゅういん けんじ
げんそく かくほ かくほ げんそく ぜんいんにゅういん けんじ
げんそく かくほ かくほ げんそく ぜんいんにゅういん けんじ
りの病床数を確保できたので、原則、全員入院を堅持できました。



また、各病院に入院した患者の病状を毎日県に報告してもらい、県が入院先を決定し、地域を
こ にゅういん う い かくひょういん にゅういん かんじや びょうじょう まいにちけん ほうこく
越えて入院を受け入れてもらうなど、「オール和歌山」で対応できたことや感染者等のデータを
てきぎ ぶんせき じょうほうはつしん とくちょう ぜんこく れいみ
適宜分析し、情報発信できたことも特徴であり、全国でも例を見ないのことでした。

へいせい ねん ほけんしょほう ちいき ほけんほう かいせい
平成6年、保健所法が地域保健法に改正されたことをきっかけに、全国的に保健所が弱体化し
ました。しかし、和歌山県では保健所や保健師の数を確保していたため、コロナ禍において保
けんしょ ちから はつき かんせんしゃ すく ちいき おお ちいき しょくいん はけん
健所が力を発揮できたといえます。また、感染者の少ない地域から多い地域へ職員を派遣した
り、和歌山県看護協会から看護師を派遣していただいたりしました。その連携が奏
こう ほけんしょ のうこうせっしょくしゃ けんさ かんせんげん とくてい
功し、保健所が濃厚接触者の検査や感染源の特定などの疫学調査の業務に集中でき



たことは良かったのではないでしょか。

Q2 和歌山県での新型コロナワクチンの接種状況について教えてください。

2021年11月27日現在で、12歳以上では76.5%、高齢者では89.8%の方が2回の接種を終えています。

2021年8月には、県内で1日90人の感染者数を記録し、一気に緊張が高まりましたが、その後急激に感染者数が減少しました。その理由ははっきりわかりませんが、ある程度ワクチンの効果が出てきたのではないかと思います。それから、これまでの感染拡大の波を分析すると、やはり人流が増えた後は感染者数も増えています。感染者が増えたという報道で衝撃を受け、外出を自粛したり、より一層感染予防に注意する人が増えるため、感染拡大が落ち着くのではないでしょうか。

Q3 新型コロナワクチンの効果について教えてください。

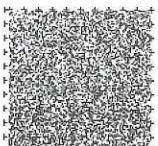
これまでの本県の調査や分析で、ワクチンは、発症や重症化予防の効果があることがわかってします。しかし過信は禁物で、作られる抗体量などに個人差があり、絶対に感染しないとはいえない。

2回接種しているにも関わらず感染する「ブレイクスルー感染」が県内でも起こりました。ブレイクスルー感染の例を調べると、ワクチン接種により全ての年齢において無症状や軽症の割合が高いことがわかりました。ただし、高齢者の中には亡くなつた方や重症の方もいたことは事実です。ワクチン接種を終えていても、マスクの着用や手洗い、消毒や換気、3密を避けるなど、從来からの基本的な感染対策は必要です。

無症状や発症前の感染者が他人に感染させることもこのウイルスの特徴であり、気づかないうちに感染を広げることになるので、一人一人の感染予防がとても重要です。また、新型コロナウイルス感染症は治癒してからも後遺症が残ることもわかっています。ですから、普段から予防して、「からないようにする」ことが最も大切なことです。

ワクチンの効果は無期限ではありません。時間とともに体内の抗体量が減ってきて、ウイルスを防ぐ力が弱ってきます。そこで減ってきた抗体を補う「ブースター」として3回目の接種が効果的とされています。

新型コロナウイルスは、変異株が次々と出ています。今あるワクチンや使われている治療法が、それらの変異株にも有効かどうかはまだわかつていません。ウイルス





は、人から人へ感染することで増殖します。変異とは、感染後にウイルスが増殖する過程で起こるコピーミスのことです。つまり、感染を防ぐことが、変異のリスクを下げることにつながるので、「からない」「広げない」というのがやはり大切です。

Q4 これから冬に向かって、再び感染者が増えると予想されているようですが、和歌山県では、第6波に向けてどのような備えをしているのですか？

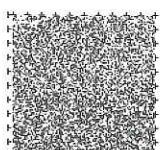
現時点では、人流が増える年末年始以降、第6波が来るかもしれないという危惧はしています。これまでの感染状況の分析で、人流が増えた1ヶ月後くらいから大きな波がやってくる傾向がありますが、ワクチンの接種状況から、第6波は少し遅くなるのではないかとも思っています。あくまでも傾向からの予測ですので、時期の明言は難しいですね。「いつかは不明です。しかし、次の波は必ず来るだろう」というところでしょうか。

第6波の明確な時期はわからなくても、これまでのように「早期発見・早期介入」を基本の方針とし、病床の確保や保健所支援の充実に努めているところです。

第4波の際に、和歌山県内の感染者の感染経路とウイルスの遺伝子を調査したところ、関東地域での感染拡大が県内の感染へつながっていることが明らかになりました。首都圏で感染者が増えると県内でも増えるという可能性があるため、首都圏の感染者数は常に気をつけて見ていています。

Q5 県民のみなさんに伝えたいことをお願いします。

県では、県民のみなさんに安心で安全な生活を送っていただくため、引き続き保健医療体制の充実に取り組んでいきます。しかし、行政や医療従事者だけで解決できる問題ではありません。日頃からの健康管理で免疫力を高めたり、感染予防に努めたりすることをはじめ、体調の異変を感じたら早目に病院を受診するなど、みなさんに協力をお願いしたいこともたくさんあります。それから、もし新型コロナウイルスに感染した場合は、その情報を保健所に伝えていただきたいです。和歌山県が感染状況をきちんと把握できていたのは、その情報収集と分析の緻密さのお陰ともいえます。それには、県民のみなさんの情報提供が必要不可欠で



す。

コロナ禍は、世界中を巻き込む大変な事態となりました。この難題を乗り越えるためには、グローバルな視点で取り組まなければいけません。「自分の国さえ良ければ良い」という考えでは、このウイルスに打ち勝つことはできません。もう少し自身に近づけて考えれば、感染予防や感染拡大させないことは、自分だけでなく家族や友人、同僚など、他者を守るためにも大切なことです。

困難な状況の中で、医療従事者や感染者等への差別や偏見も問題となりました。そして今、後遺症を理解されず辛い思いをされている方もいます。和歌山県のホームページで、新型コロナウイルス感染症から回復された方のメッセージを公開していますので、ぜひご覧いただき、人権について考えるきっかけとしていただけると幸いです。



「新型コロナウイルス感染症に罹患し、その後回復された方の体験メッセージを紹介」はこちら

→ <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/041200/index.html>



じんけん 人権ホットライン

人権でんわ相談

もんだいなやかか
さまざまな問題や悩みを抱える
りかんおこな
相談者に助言を行い、
かいけつ
じしんしゃたいてきもんだい
自身が主体的に問題を解決する
しえんおこな
ための支援を行います。

一般相談

かいせつにちじまいしゅうげつようび きんようび
①開設日時／毎週月曜日～金曜日

さざんじ さざんじ
午前9時～午後4時

じゅくじつ (祝日・12/29～1/3は休み)

そだんほうほう でんわそだん
②相談方法／電話相談

なやみぜろ
TEL 073-421-7830

弁護士による無料法律相談

かいせつにちじぐうすうづきだいだい もくようび
①開設日時／偶数月 第2・第4木曜日

きすうづきだいどようびだい もくようび
奇数月 第2土曜日・第4木曜日

ごごじとうじじゅくじつはあいよくじつ
午後1時～4時(当日が祝日の場合はその翌日)

そだんほうほうめんせつそだん
②相談方法／面接相談・オンライン相談

でんわよやく
TEL 073-435-5420 (お電話でご予約ください)

ひざるせいかつなかじんけんかん
日頃、生活中で人権に関するお困り事などがありましたら、

きがるそだん
お気軽にご相談ください。





マタニティハラスメント（マタハラ）について

まつばら おきもと ほうりつ じ むしょ べんごし おき もと やす こ
松原・沖本法律事務所 弁護士 沖 本 易 子

1 はじめに

「マタハラ」とは、「マタニティハラスメント」のことです。明確な定義はありませんが、一般的に妊娠・出産・育児休業等を理由として職場で嫌がらせを受けたり、異動・降格・減給・解雇・雇い止め等の不当な扱いを受けることを指します。



マタハラは、妊娠婦・胎児等の健康への影響、働くモチベーションの低下、ワーク・ライフ・バランスへの影響、会社・組織への影響（優秀な人材を失う、社会的信用を失う等）、多方面に悪影響をもたらします。このような影響を防止するため、マタハラの起きない職場づくりが必要です。

從来から、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法では、事業主による「妊娠・出産」「育児休業・介護休業等の申出や取得等」を理由とする解雇等の不利益取扱を禁止していましたが、職場の上司・同僚が妊娠等をした労働者に対して行うハラスメントについては十分対応できていないという問題がありました。

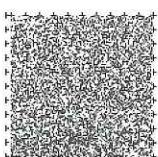
そこで、法改正により、平成29年1月1日からは、さらに進んで、職場において行われる上司・同僚からの言動（妊娠・出産したこと、育児休業等の利用に関する言動）により、妊娠・出産した女性労働者や育児休業等を申出・取得した男女労働者の就業環境を害する行為を「職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント」と整理し、事業主に対してマタハラ防止措置を講じることが義務付けられました。

以下、事業主からの不利益取扱い、上司・同僚からの職場でのハラスメントの順に見ていきましょう。

2 事業主からの不利益な取扱い

妊娠・出産・育児休業・介護休業などを理由とする解雇などの不利益な取扱いは法律（男女雇用機会均等法第9条3項、育児・介護休業法第10条等）で禁止されています。

具体的には、妊娠・出産したこと、産前・産後休業を請求・取得したこと、母性健康管理措置（妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置）を求める又は受けたこ



と、つわり・切迫流産等で仕事ができないこと、育児休業や子の看護休暇、短時間勤務、時間外労働の制限を請求・取得したこと等を理由に、解雇・雇止め、降格、減給、賞与等における不利益な算定、人事考課において不利益な評価を行う、不利益な配置変更を行う等の行為は、原則として違法となります。

表向きは妊娠・出産、育児休業等を理由としていなくても、これらを「契機として」不利益な取扱いを行った場合は、原則として違法となります。そして、「契機として」については、原則として、妊娠・出産、育児休業等の事由の終了から1年以内に不利益な取扱いがなされた場合は該当すると判断されます（厚生労働省作成の「妊娠・出産・育児休業等を契機とする不利益取扱いに係るQ&A」）。

3 上司・同僚からの職場でのハラスメント

(1) 事業主は、男女雇用機会均等法第11条の2及び育児・介護休業法第25条に基づき、妊娠・出産、育児休業、介護休業等に関する上司・同僚からの職場でのハラスメントを防止する措置を講じなければなりません。

上司・同僚からの職場でのハラスメントには、「制度等の利用への嫌がらせ型」と「状態への嫌がらせ型」の2類型があるとされています。

なお、業務分担や安全配慮等の観点から、客観的にみて、業務上の必要性に基づく言動によるものはハラスメントには該当しません。

ア 「制度等の利用への嫌がらせ型」とは？

制度等の利用を理由に解雇や不利益取扱いを示唆する言動、制度等の利用を阻害する言動、制度等の利用を理由に嫌がらせ等をする言動をいいます。

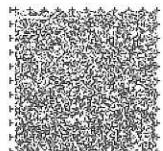
たとえば、産前休業を申出たところ「次の人に雇うので、早めに退職して欲しい」と言われた、時間外労働の免除について上司に相談したところ「次の査定では昇進しないようになる」と言われた、育児休業することを周囲に伝えると、上司や同僚から「周りのことを考えず迷惑だ」等と言われたような場合です。これらの言動は、制度等の利用への嫌がらせ型に当たります。

なお、妊娠・出産・育児等を理由としたハラスメントは、女性だけの問題ではありません。育児休業等を取得する又は取得しようとする男性労働者に対し、上司や同僚が嫌がらせをする「パタハラ」（パタニティーハラスメント）も存在します。

イ 「状態への嫌がらせ型」とは？

妊娠・出産等を理由に解雇その他不利益取扱いを示唆する言動、妊娠・出産等を理由に嫌がらせ等をする言動をいいます。

たとえば、上司に妊娠を報告すると「他の人を雇うので、早めに辞めてもらうしかない」と言われた、上司や同僚から「こんな忙しい時期に妊娠して、産休・育



休をとろうなんて図々しい」「妊婦はいつ休むか分からぬから、大事な仕事は任せられない」といふ等と言われた、これまで参加していた会議に参加させられなくなつた等の行為は、「状態への嫌がらせ型」に当たります。

(2) では、事業主には具体的にどのような措置義務が課せられているのでしょうか。

事業主に課せられている措置義務の概要は、以下のとおりです。これらの措置は、業種・規模に関わらず、すべての事業主に義務付けられています。

①事業主の方針の明確化及びその周知・啓発

妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの内容、妊娠・出産等に関する否定的な言動がハラスメントの発生の原因や背景等となり得ること、ハラスメントがあつてはならない旨の方針、妊娠・出産等に関する制度等の利用ができる旨を明確化し、周知・啓発する。

②相談(苦情を含む)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントにかかる事後の迅速かつ適切な対応

④職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの原因や背景となる要因を解消するための措置

相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、相談したことや事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取扱いを行つてはならない旨を定め、周知・啓発する。

どのハラスメントにも共通することですが、最も有効な対策は予防です。問題が起きる前に、職場における予防対策をしっかり整えていただくことは非常に重要なことといえます。また、残念ながらマタハラが起きてしまったとしても、早期に発見し、迅速に対応し、被害を最小限に食い止めることができるよう、事前の体制整備が求められています。

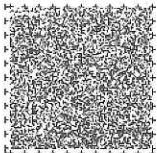
4 もし職場でマタハラの被害を受けたら・・・

ハラスメントは個人の問題ではなく、組織の問題です。事業主には、相談や苦情に対して適切に対応するために必要な体制を整備することが義務付けられていますので、まずは社内の相談窓口等に相談することを検討してみましょう。労働組合に相談する方法もあります。

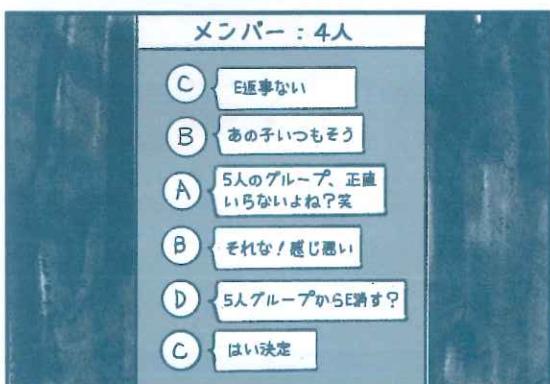
社会の相談窓口等に相談しても改善されない、もしくは改善される見込みがないと考える場合は、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)などの外部の機関へ相談する方法もあります。一定の要件を満たせば、都道府県労働局長による助言・指導・勧告の対象となることもありますし、事業主と労働者との間で調停(話し合い)による紛争解決を図ることもできます。

その他、弁護士等の専門家に相談する方法もあります。こんな事で弁護士に相談してもいいのかな等と思わず、気軽に御相談いただければと思います。

一人で抱え込まずに、誰かに相談するようにしましょう。



SNSの間



まんが
漫画：わかやましりつわかやまこうとうがっこうねん
和歌山市立和歌山高等学校3年
みしおね
桜見汐音さん

インターネットの普及により、私たちの生活はますます便利に、そして快適になりました。しかし同時に、深刻な人権侵害が起こっていることも事実です。

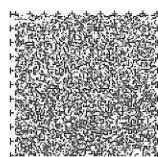
左のお話では、仲良しの5人が放課後、家でもSNS*でおしゃべりを楽しんでいます。しかし、返信をしなかったEは、他の4人から「感じ悪い」と思われ、SNSの機能を使ってグループから追い出されてしまいます。

ネット上でのいじめや嫌がらせは、いつでも、どこでも行われるため、被害者の精神的苦痛は常に続きます。つまり、逃げ場がないということなのです。いじめに正当な理由はありません。Eからの返信がなくて気分を害したのが事実でも、SNS上でいじめていいわけがありません。

ネット上でのやりとりは、対面での会話と違い、相手の様子がわかりにくいものです。会話の行き違いが起こりやすく、人間関係が悪くなってしまうこともあります。

誤解が生まれやすいからこそ、ネット上でのやりとりには一層気をつける必要があります。本当に送っていい内容かどうかを考え、相手を思いやる心の余裕が持てれば、お互いに気持ち良くSNSを利⽤できるのではなかろうか。

*「ソーシャルネットワーキングサービス」の略で、登録した人たちがお互いに交流できる、会員制サービスです。

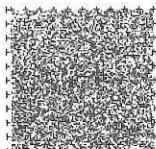


啓発資料の作成

- 「セカイが広がるファーストステップー思い込みに気づこう！ー」を作りました。

差別や偏見は、一部の悪意ある人だけがするのではありません。私たちの何気ない「思い込み」や「先入観」が、それらを生み出すこともあるのです。

自分自身の思い込みに気づき、人権は誰にでも関係のあることだと再認識していただけよう、図やイラストを使って、できるだけわかりやすく作っています。ぜひご一読ください。



作品集の作成

- 「人権の詩 2021・2021 (令和3)

年度和歌山県人権啓発ポスター入賞作品

- 集を作りました。

2021年度の人権の詩及び和歌山県人権啓発ポスターの入賞作品を一冊にまとめてい

ます。



※研修会等での資料として、また普段の生活中で気づきを得ていただくための読み物としてご活用いただければ嬉しく思います。お問い合わせは人権啓発センターまで。

(冊子は無料ですが、郵送の際は送料をご負担いただき場合がございます。)

こころのうたちじしょうさくひん
人権の詩知事賞作品

普段の何気ない生活の中で、ともすれば見過
ごしがちな出来事を「人権」という視点から
「詩」につづってもらい、身近な人権について
見つめ直す機会にしてほしいと作品の募集を行
いました。

2021年度知事賞

一般（高校生）の部「おーい、息子よ！」

わかやまし
和歌山市

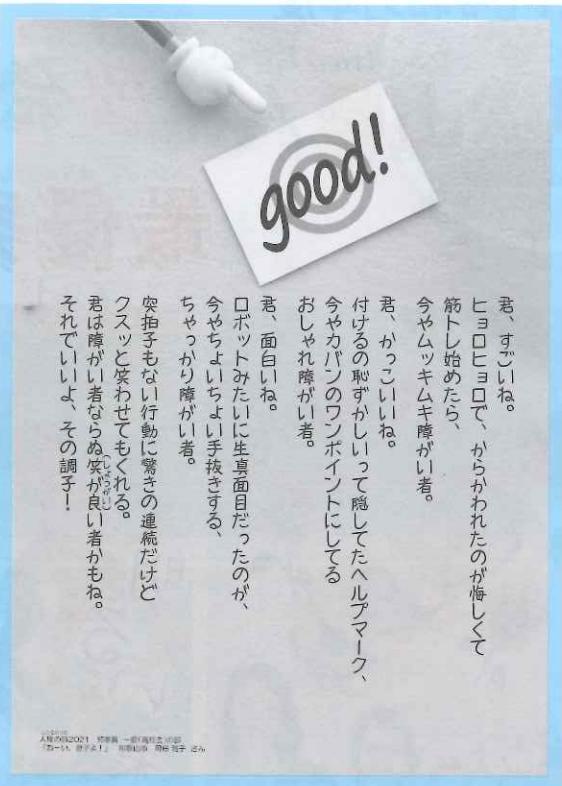
おかだまさこさん



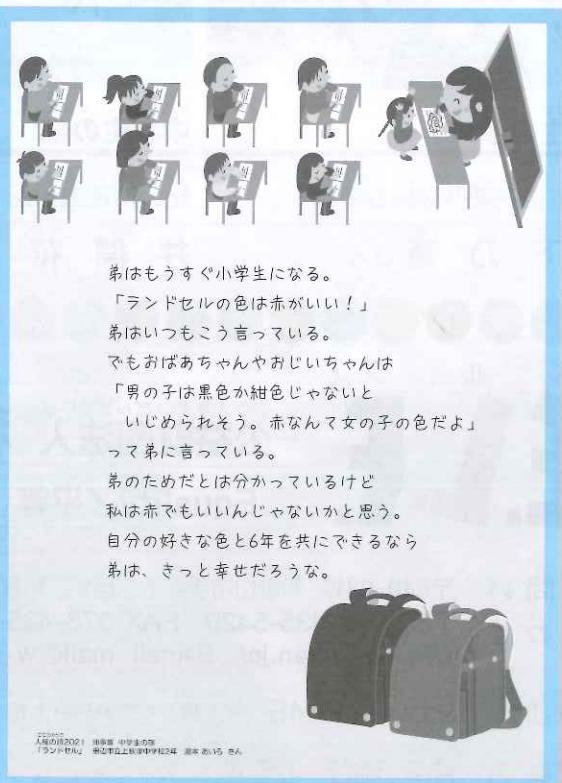
小学生の部「ぎゅう」

ありだしりつやすだしょうがっこうねん
有田市立保田小学校1年

ほりえかこさん



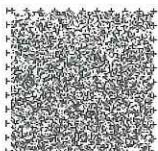
君、すごいね。
ヒヨロヒヨロで、がらかわれたのが悔しくて
筋トレ始めたら、
今やムツキムキ障がい者。
君、かっこいいね。
付ける恥ずかしいって隠してたヘルプマーク、
今やカバンのワンポイントにしてる
おしゃれ障がい者。
君、面白いね。
ロボットみたいに生真面目だったのが、
今やちょいちょい手抜きする、
ちやっかり障がい者。
空拍子もない行動に驚きの連続だけど
クスッと笑わせてもられる。
君は障がい者ならぬ笑が良い者かもね。
それでいいよ、その調子！



中学生の部「ランドセル」

たなべしりつかみあきづちゅうがっこうねん
田辺市立上秋津中学校2年

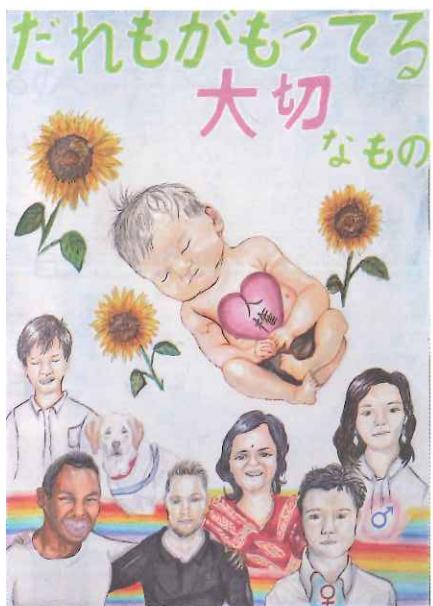
たきもとあいらさん



2021 [令和3]年度

和歌山県人権啓発ポスターコンテスト

最優秀作品



小学生の部

岩出市立根来小学校 6年

山下乃蒼さん



中学生の部

紀の川市立粉河中学校 3年

井関花暢さん



高校生の部

和歌山市立和歌山高等学校 1年

吉松月菜さん



エルフ

E.L.F.

公益財団法人 和歌山県人権啓発センター

Equality / 平等

Liberty / 自由

Fraternity / 友愛

お問い合わせ

〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2 和歌山ビッグ愛2階
TEL 073-435-5420 FAX 073-435-5421
URL w-jinken.jp/ E-mail mail@w-jinken.jp

開館時間

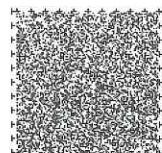
9:00 ~ 17:45 *人権ライブラー・人権ギャラリーは、
9:30 ~ 17:00

休館日

日曜・祝日、年末年始 (12/29~1/3)

交通案内

JR 和歌山駅から徒歩約7分
JR 姫路駅からバス約20分、バス:約5分「手平出島」下車
南海和歌山駅からバス:約20分「手平出島」下車
有料駐車場あり 100円/50分 (30分以内無料)



この印刷物は地球環境に優しい
植物油インキを使用しています。